

「*Streptomyces mobaraensis* TTG-1 株を利用して生産されたトランスグルタミナーゼ」に係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 令和6年8月28日～令和6年9月26日

2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送

3. 提出状況 2件

4. 意見・情報及び食品安全委員会の回答

意見・情報※	食品安全委員会の回答
AとBが安全だとしても A+BやA－Bが安全とは言えないのは例えば塩素系と酸性の漂白剤だとか酸性とアルカリ性の洗剤などという日常でも充分にあり得ることです それを元株の資料と新技術の資料だけを取っつき併せて「安全です」と言いきるのは無理があるでしょう 「既知の有害塩基配列は含まれていない」とありますが新しい組み合わせによって既に既知の存在では無いのですから全く新しい物質として考えるべきでそもそもの審議の在り方自体からして考え直すべきですしこの結果をそのまま受け容れることは到底出来ません	食品安全委員会における遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の食品健康影響評価においては、最新の科学的知見及び国内外のガイドライン等を踏まえ、食品安全委員会において検討の上作成した、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」（平成16年3月25日食品安全委員会決定）に基づき、組換えDNA技術によって宿主に賦与されることが予想される全ての形質の変化について、これらがヒトの健康に対し有害影響を与える可能性がないことを明らかにするための評価を行うこととしています。 本添加物についても、宿主や供与体、挿入DNAの安全性だけではなく、挿入DNAの導入方法や宿主ゲノムに挿入されたDNAの近傍のDNA配列まで含めた確認を行った上で、従来のトランスグルタミナーゼと比較して、新たに安全性を損なうおそれのある要因は認められなかったことから、人の健康を損なうおそれはないと判断しました。

審査に使用した資料は実質上、すべてが申請者の作成した資料となっていますが、これで公正な審査ができるのでしょうか？ 申請者に都合のいいものしか資料として出てこないのではないのでしょうか？	食品健康影響評価は、申請者の提出した資料をもとに行いますが、これまでの科学的知見も踏まえ、資料の内容についての問題点、疑問点については説明や再提出を求めるとともに、調査会の審議において、資料の内容が不足していると判断された場合は、追加試験等のデータを含め必要な追加資料の提出を求めることとしています。
--	---

※ 頂いた意見・情報はそのまま掲載しています。